

国民生活基礎調査見直しに係る  
参考資料

平成 26 年 12 月 19 日

厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態・保健社会統計課世帯統計室

－ 目 次 －

参考 1	「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）及び 平成 25 年 1 月 25 日付け諮問第 45 号の答申「国民生活基礎調査の変更について」 （抜粋）	-----	1
参考 2	国民生活基礎調査における各種指摘への対応案について	-----	2
参考 3	新調査票イメージ案	-----	3
参考 4	現行（平成 25 年）調査項目の削減案	-----	27
参考 5－1	国民生活基礎調査見直しに係るアンケート（都道府県市用）	-----	29
参考 5－2	国民生活基礎調査見直しに係るアンケート（調査員用）	-----	31
参考 6	アンケート自由記載 回答一覧（一部抜粋）	-----	33
参考 7	平成 24 年度国民生活基礎調査のヒアリングの報告（抜粋）	-----	50
	平成 25 年度国民生活基礎調査のヒアリングの報告（抜粋）	-----	53

国民生活基礎調査への各種指摘

1 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）における指摘

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。	厚生労働省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。

2 統計委員会の諮問第 45 号の答申（平成 25 年 1 月 25 日府統委第 7 号）における指摘

項目	指摘内容
3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応について	<p>本調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）（以下「基本計画」という。）において、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する」ことが指摘されている。また、その検討時期については、平成 25 年調査の企画時期までに結論を得ることとされている。</p> <p>これらに関する厚生労働省の検討結果は、次のとおりである。</p> <p>「① 所得票及び貯蓄票について都道府県別の統計表を有用な精度で作成するためには、これらの調査票の標本規模を、現行の約 5 万世帯から、都道府県別の結果表を作成している世帯票と同程度の規模である約 27 万 7 千世帯まで拡大することが必要である。</p> <p>② 所得票等の標本規模を上記①のとおり拡大しようとした場合、以下の課題に対応する必要がある。</p> <p>i 所得票等の報告者が従前より 20 万世帯以上も増加することから、調査票の回収率の維持向上のため、報告者負担軽減を図る必要がある。</p> <p>ii 本調査は調査員調査であるため、現行の調査員一人当たりの受け持ち世帯数で標本規模を拡大した場合、調査員数を、現行の約 2 千人から約 1 万 1 千人に増やさなければならない。しかしながら、これに係る予算及び調査員の確保は難しいことから、標本規模の拡大のためには、調査員の実査業務に係る負担の軽減を図り、一人当たりの受け持ち世帯数を増やす必要がある。</p> <p>iii 本調査においては、保健所及び福祉事務所が調査組織に位置づけられており、標本規模を拡大した場合、これらの機関における調査関係業務（照会対応業務等）も大幅に増加することから、当該業務の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>③ 上記②の各課題に対して、以下の対応策の有効性の検証及び前回答申の課題への対応（前述 2 参照）を目的として、平成 23 年に試験調査の実施を計画したが、実施に至らなかった。このため、平成 28 年の大規模調査での実現に向けて、平成 26 年に試験調査を実施すべく検討を進める。</p> <p>i 報告者及び調査員の実査業務の負担軽減の観点から、調査事項の大幅な縮減</p> <p>ii 調査員の実査業務に係る負担軽減の観点から、郵送調査の導入及び調査時期の統一（注） （注）現在、大規模調査においては、調査実施年の 6 月に世帯票、健康票及び介護票による調査を実施し、その 1 カ月後の 7 月に所得票及び貯蓄票による調査を実施している。</p> <p>iii 調査機関である保健所等の調査関係業務の負担軽減の観点から、コールセンターの導入</p> <p>以上の厚生労働省の検討結果については、次の点が認められることから、基本計画における指摘への対応として評価する。</p> <p>① 指摘事項に対応する上での個別の課題について整理を行い、課題への対応策を立案していること。</p> <p>② 平成 23 年に対応策の有効性を検証するため試験調査の実施を計画したこと。</p> <p>③ 平成 28 年の大規模調査での実現に向けて、平成 26 年に試験調査を実施すべく検討を進めていること。</p>
4 今後の課題(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組	<p>前回答申の課題である非標本誤差の縮小及び基本計画における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策は、重要な事柄である。その重要性に鑑み、平成 28 年の大規模調査の企画までにこれらの方策の有効性について検証して、その結果を当該調査に反映させる必要がある。</p> <p>また、中・長期的には、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について、これまでの厚生労働省における検討の結果等も踏まえ、引き続き取り組む必要がある。</p>

# 国民生活基礎調査における各種指摘への対応案について

## 各種指摘

- 1 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月閣議決定)  
国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/090313\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090313_2.html)(本文51頁)
- 2 統計委員会の諮問第45号の答申(平成25年1月25日)  
調査票の回収率向上及び非標本誤差の縮小を図るための調査方法等の見直しの検討について  
[http://www5.cao.go.jp/statistics/inquiry/tousin/tousin\\_45.html](http://www5.cao.go.jp/statistics/inquiry/tousin/tousin_45.html)

## 指摘への対応(必要条件と課題)

### 必要条件

【所得票等の都道府県別表章のため必要条件】  
精度確保ために、現行標本規模の拡大(約5万世帯→約27万7千世帯)が必要

### 課題

#### 報告者負担の軽減

調査票の回収率維持向上のため、報告者の負担軽減を図る必要がある

#### 調査員負担の軽減

調査員確保が困難なため、調査員の負担軽減を図る必要がある  
★現行調査実施期間に変更なし  
★受持ち地区数の削減なし

#### 自治体負担の軽減

保健所及び福祉事務所における調査関係業務(照会業務)の大幅増加の負担軽減を図る必要がある

## 負担軽減に必要な対応策案等

### 対応策

#### 調査事項の縮減

新調査票様式を導入し、調査票及び調査事項を縮減の可能性の検証

#### 調査方法の見直し

- 調査時期統一の可能性の検証
- 調査ルート一元化の可能性の検証
- 郵送調査導入の可能性の検証
- コールセンター導入の有効性の検証

### 【対応策案の観点】

- 1 調査事項の縮減(別添「調査票」参照)  
報告者及び調査員の実査業務の負担軽減の観点
- 2 調査方法
  - (1) 調査時期及び調査ルート一元化  
調査員の实査業務の負担軽減の観点から、現行、保健所及び福祉事務所の2ルートで2回(6月・7月)実施する調査を1ルート及び1回に一元化して実施とする
  - (2) 郵送調査  
調査員の实査業務の負担軽減の観点
  - (3) コールセンター  
調査機関である保健所等の調査関係業務の負担軽減の観点

